

## 川崎市福祉製品開発支援補助金等交付審査要領

(目的)

第1条 この要領は、川崎市福祉製品開発支援補助金交付要綱及び川崎市福祉製品導入促進補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定める補助金の交付に係る審査（以下「交付審査」という。）について、必要な事項を定める。

(審査委員会の設置)

第2条 交付審査を行うため、「川崎市福祉製品開発支援補助金等審査委員会（以下「審査委員会」という。）」を設置する。

2 審査委員会は、次の各号の者をもって構成する。

- (1) 経済労働局長
- (2) 経済労働局産業政策部長
- (3) 経済労働局産業振興部長
- (4) 経済労働局イノベーション推進室長
- (5) 経済労働局産業政策部企画課長
- (6) 経済労働局産業振興部工業振興課長
- (7) 健康福祉局総務部企画課長

3 委員長は、経済労働局長とする。

4 副委員長は、経済労働局イノベーション推進室長とし、委員長の補佐をするとともに、委員長に事故があるときは、これを代理する。

(審査委員会の開催)

第3条 委員長は、交付審査の必要に応じ、委員会を開催する。

2 審査委員会は、委員長が主宰する。

3 委員長が必要と認めるときは、関係者の出席又は書面により、その意見又は説明を求めることができる。

(交付審査等)

第4条 審査委員会は、要綱に規定する補助対象要件を確認の上、別表1に定める審査基準に基づき、総合的に交付審査を行う。

2 委員長は、審査に必要と判断した場合には、専門家の意見を求めることができる。

3 委員長は、審査委員会委員の業務活動と利害関係があると認められる事案がある場合、その委員を除く審議を求めるものとする。

4 川崎市福祉製品導入促進補助金交付要綱に定める補助金については、補助金の交付決定に関する回議を審査委員会委員に行なうことにより、審査委員会の開催に代えることができる。

(専門家の意見聴取)

第5条 副委員長は、審査案件について別表1に定める観点について、別表2に掲げる学識経験者等の専門家から意見を聴取し、委員長に報告する。

2 副委員長に事故あるときは、経済労働局イノベーション推進室担当課長がその職務を代理する。

(会議の公開等)

第6条 審査委員会の審議の内容は、公開しない。ただし、必要があると認めるときは、この限りではない。

(事務局)

第7条 審査委員会の事務局は、経済労働局イノベーション推進室に置く。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、交付審査に関し必要な事項は、経済労働局長が定める。

附 則

この要領は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成30年4月1日から施行する。

別表1 審査基準

要綱	審査基準
川崎市福祉製品 開発支援補助金 交付要綱	(1) 福祉分野の課題解決への期待 (2) 事業内容（開発内容、新規性・独自性、社会的意義、市場性・成長性）の優秀性 (3) 事業計画（実施体制、スケジュール、収支）の効率性 (4) 事業者能力（技術力、経営能力、連携体制）の適切性 (5) その他特に優れている事項の有無
川崎市福祉製品 導入促進補助金 交付要綱	(1) 製品活用による新たな価値創造につながる効果への期待（導入促進事業のみ） (2) ウェルフェアイノベーションの取組のプロモーション促進に関する事項（展示会出展補助事業のみ） (3) 事業（導入規模、事業経費）の適切性 (4) 事業（導入目的、導入箇所、利用者数）効果 (5) その他特に優れている事項の有無 (6) 導入促進事業においては、補助交付決定見込額が予算を超過する場合は、原則として、以下のアからオの基準にて交付決定を行う。 ア 交付申請に係る事項につき、数量の変更（1申請あたり最低1製品）及び補助額（補助率を10分の5以下、10分の4以上）等の修正を加える。 イ 認証製品等1種類ごとに、各年度あたり5件までを交付決定の上限とする。 ウ 希望順位の上位の製品を優先的に交付決定する。 エ 過去に導入補助の実績数の少ないものを優先的に交付決定する。 オ アからエの規定によっても、補助交付決定額が予算を超過することが見込まれる場合は、適正な受付があった日の順に補助金を交付する者及び補助金交付額の決定を行う。

別表2 学識経験者等の専門家

産業振興についての知見を有する学識経験者又は有識者	1名以下
福祉用具についての知見を有する学識経験者又は有識者	2名以下
福祉産業についての知見を有する学識経験者又は有識者	1名以下
企業経営についての知見を有する学識経験者又は有識者	1名以下
技術全般についての知見を有する学識経験者又は有識者	1名以下